

「大学生・短大生のための高校教員体験」実施要項

令和 7 年 3 月
埼玉県教育委員会

1 趣旨

大学生や大学院生、短期大学生が、夏季休業期間中（9 月）の短期間に、教員をめざすきっかけや、教員になる意欲を高めるため、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が各県立高等学校と連携し、県内の県立高等学校等（以下「県立学校」という。）において教育活動を体験する機会を設ける。

2 対象者

大学生、大学院生又は短期大学生（学年は問わない）（以下「学生」という。）

3 実施校の指定

県教育委員会は、県立学校長と協議し、県立学校の中から教育活動の体験（以下「学校体験」という。）を実施する県立学校（以下「実施校」という。）を指定する。

4 実施時期及び期間

学校体験の実施時期は原則として 9 月とし、期間は 1 週間を超えない範囲で、学校体験を希望する学生と実施校が調整して決定する。

5 学校体験の内容等

（1）学校体験の内容

学習活動、学校行事、部活動及びその他学校教育活動の補助とし、実施校が学校ごとに定めるものとする。

（2）実施校の概要の公表

県教育委員会は、実施校の概要を県立学校人事課の Web ページに掲載する。

6 申込手続

（1）提出書類 申込書（様式 1） Excel データ）

在籍する大学等の指導教員や就職担当者等に参加について確認し、申込書の「学生の担当者」の欄に担当者氏名等を記入する。

（2）提出方法 電子メール で 申込書（様式 1）を申込先メールアドレスに送付する。 申込書（様式 1）は Excel データのまま提出する。

（3）申込先

メールアドレス a6720-13@pref.saitama.lg.jp

メール題 名 【高校教員体験申込】 ○○大学・短期大学 ・ 氏名 ○○○○

添付ファイル名 【高校教員体験申込】 ○○大学・短期大学 ・ 氏名 ○○○○

（4）申込期間 5 月から 6 月までの別に定める期間とする

7 学校体験を実施する学生の決定

(1) 県教育委員会の調整

県教育委員会は、学生の希望や、実施校のニーズや受入可能人数等を踏まえ、学校体験を希望する学生を調整し、その学生の申込書を実施校に送付する。

(2) 調整結果の連絡

県教育委員会は、学生に実施校名を連絡する。学生は連絡を受けたら速やかに、実施校に連絡し面接日時を確認する。

(3) 実施する学生の決定

実施校の校長は、学生と面接を行い、当該実施校で学校体験を実施する学生（以下「実施学生」という。）を決定し、学生に連絡する。

なお、面接の結果、受入ができないと判断した場合には、その旨を学生と県教育委員会に連絡する。

8 高校教員体験終了後の報告

実施学生は、学校体験終了後に報告書(様式2)を実施校に提出する。

9 損害保険への加入

実施学生は、実施校での活動及び移動中の事故、実施校の生徒等他者への傷害、財物破損等の事態に備え、本人を被保険者とした損害保険に加入する。

10 経費等

(1) 保険料

学校体験中の災害等に備えて加入する保険料については、埼玉県教育委員会が負担する。

(2) その他

学校体験の参加料は徴収しない。ただし、学校体験のためにかかる交通費及び昼食代等については、本人が負担する。

11 その他

この要項に定めるもののほか、大学生・短大生のための高校教員体験の実施について必要な事項は、別に定める。